



赤 穂 行 第 5 4 号

令和7年7月28日

赤穂市使用料手数料等審議会会長 様

赤穂市長 牟 禮 正 稔

使用料の見直しについて（諮問）

本市の下記施設に係る使用料の見直しについて、その考え方、方向性について貴会の意見を求めます。

記

見直し対象施設

文化会館、市民総合体育館、城南緑地運動施設、海浜スポーツセンター、加里屋まちづくり会館及び葬儀施設等

諮 問 理 由 書

今日、地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、激甚化・頻発化する自然災害や、国際社会・経済の不安定化、デジタル化の進展等により、対応すべき課題がより一層複雑化・多様化しております。

一方、本市の財政状況は、市税をはじめとした一般財源収入の大きな伸びが期待できない中、歳出面においては、社会経済情勢や物価上昇等を背景に人件費、物件費が高水準で推移するほか、こども・子育て支援策をはじめ、老朽インフラの維持管理・更新費用等、行政需要の増大が見込まれており、一層厳しさを増す状況にあります。

このような中、本市では、基金の取崩しに頼らない収支均衡の取れた行財政構造を構築するため、令和５年度から令和９年度までの５年間を計画期間とする「第９次赤穂市行政改革大綱（集中改革プラン）」を策定し、あらゆる手段を講じた歳入の確保、また、事務事業の例外なくゼロベースを基調とした見直し、経費の節減合理化に努め、徹底した行財政改革に取り組んでいるところであり、計画期間の折り返しを迎える今年度中には、その中間見直しを予定しております。

使用料・手数料については、平成２１年度に一部見直して以来、据え置いてきましたが、市の各施設とも維持修繕が欠かせず、とりわけ一部施設の使用料は、電気代等の諸物価の高騰から維持管理費用等が年々増加傾向にある中、近隣市町、類似施設との均衡の観点、また、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正な在り方について、改めて見直すことが適当と判断いたしました。

持続可能な行財政構造の再構築を推進し、行政サービスの質の向上と増大する行政需要に対応するため、利用者への影響に配慮しつつ使用料を見直すものであり、委員各位の適切妥当な判断を求めるものであります。